

淀川大堰



1. 概要

昭和39年公団（現水機構）第1号事業として竣工した長柄可動堰改築事業は、堰の嵩上げにより生じた調整池容量と建設省（現国土交通省）の毛馬洗堰の操作により、河川の浄化機能を維持しつつ、市内河川維持用水の節減を図り、新たに毎秒10立方メートルの都市用水を開発し阪神地区に供給してきた。

その後、昭和46年に改訂された淀川水系工事实施基本計画により、河道の拡幅と長柄可動堰等旧施設の改修が進められ、新たに築造された淀川大堰は従前の長柄可動堰の利水機能を代替した施設。

施設の管理は、毛馬水門等との密接な関係があるため国土交通省に委託している。

利水供給先（水道）

合計／4.150 m³/s

2. 管理の目的

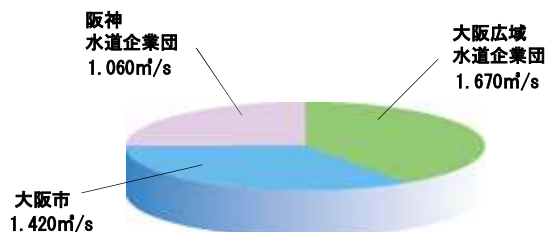
従来、毛馬洗堰から大阪市内河川維持用水として旧淀川（大川）に放流していた毎秒70立方メートルの水を濁水時には長柄可動堰の嵩上げによって生じた調整池容量を利用して、干潮時毎秒100立方メートル、満潮時毎秒40立方メートルのフラッシュ操作を行って、平均毎秒60立方メートルとし従前と同様の浄化能力を保持しつつ、節減量毎秒10立方メートル（現状毎秒9.62立方メートル）を暫定的に阪神地区の都市用水として供給する。

◆水道用水

阪神地区の水道用水として最大毎秒4.150立方メートルを供給する。

◆工業用水

阪神地区の工業用水として最大毎秒5.470立方メートルを供給する。



利水供給先（工業）

合計／5.470 m³/s

